

フルール居宅運営規定

(事業の目的)

第1条 有限会社ドリームプランが開設するフルール居宅(以下「事業所」という。)が指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供にあたっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- (2) 利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立の立場で行うこと。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、居宅介護サービス計画を作成し、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業をおこなう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フルール居宅
- (2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村464-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤介護支援専門員と兼務)
- (2) 主任介護支援専門員(常勤職員) 1名
- (3) 介護支援専門員(常勤職員) 3名以上
- (4) 介護支援専門員(非常勤職員) 1名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金までとする。但し、祝祭日、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 午前8:30～午後5:30までとする。
- (3) 管理者及び常勤職員の転送電話・携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 予防・介護居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(事業の提供方法)

第7条 (1) 利用者からの相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。
(2) 使用する課題分析票の種類は、MDS-HC・三団体等とする。
(3) サービス担当者会議の開催場所は、原則として居宅とする。
(4) 事業所の介護支援専門員は継続的に利用者居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
(2) 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域は、旭川市・東神楽町・東川町・愛別町・当麻町・比布町・鷹栖町・美瑛町の区域とする。

(その他の運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
(2) 研修計画に基づいた事業所内研修の実施、また外部研修への参加の機会の確保
(3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
(4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
(5) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項について、法人は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情、ハラスメント処理)

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護支援または自らが居宅サービス計画に位置づけた、指定居宅サービスなどに対する利用者、またはその家族等から、苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待などの防止のため、次の措置を講ずるものとする。
(1) 虐待防止のための指針の整備
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、及びその結果について従業者への周知
(5) 上記(1)～(4)までを適切に実施するための責任者の選定、及び設置

第13条 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束適正化に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けるものとする。

(感染症及び衛生管理に関する事項)

第15条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努めるため、次の措置を講ずるものとする。
(1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催、及びその結果について従業者への周知
(2) 従業者に対する感染症の予防又はまん延防止のための研修の実施、及び定期的な訓練の実施

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い次の措置を講ずるものとする。
(1) 従業者に対する業務継続計画についての周知と必要な研修、及び訓練の実施
(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う

附 則

(1) この規定は令和2年8月1日から施行する。
改定 この規定は令和6年4月1日から施行する。